

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター
一 般 事 業 主 行 動 計 画

すべての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和、仕事と子育ての両立等ワーク・ライフ・バランスを図りつつ、働きやすい雇用環境の整備を行うとともに、男女の人権が尊重され、女性はその個性と能力を十分に発揮して活躍できるようにするために、次のように行動計画を策定するものです。

1. 計画期間

平成30年4月1日～平成34年3月31日まで

2. 内容

目標1：看護師を除く採用した労働者に占める女性労働者の割合について50%維持を目指します。

<対策>

- ①採用試験の女性受験者の増加を図るため、職員採用募集案内等に先輩女性職員のメッセージやその活動状況を取り上げること等により募集活動を積極的に展開します。
- ②採用における性別にとらわれない平等取扱いの原則及び成績主義の原則について、面接者等に一層の意識啓発を行うように努めます。

目標2：男女の平均勤続勤務年数の差異の縮小を図ります。

<対策>

- ①充実した当法人の子育てに関する休暇・休業制度を積極的に利用できるように、取得しやすい環境づくりに努めます。
- ②休暇・休業後も安心して仕事に復帰できるように、院内保育園について職員の要望、ニーズに応じた保育の実現に向けて、より一層の保育の充実を検討していきます。

目標3：ワーク・ライフ・バランスを推進し、職員の心身の健康維持を図ります。

<対策>

- ①長時間または深夜に及び時間外勤務を極力命じないように努めます。
- ②養育、介護のための時間外勤務の免除、制限の制度を活用して、仕事と生活の調和を図るように努めます。

目標4：男性職員の子育て休暇について、取得率100%を目指します。

<対策>

- ①効率的な人員配置によるフォロー体制の強化を図ります。
- ②対象職員及びその所属長に対して当該休暇の取得対象者である旨、本人が気兼ねなく取得できるよう配慮する旨を対象となったタイミングで直接通知します。

目標5：年次休暇取得率の向上に取り組み、一人当たりの取得日数を年間10日以上とすることを目指します。(平成29年：平均8.8日)

<対策>

- ①職員増員によるフォロー体制の強化を図ります。
- ②所属長に対し、職員が気兼ねなく取得できるよう配慮する旨を適宜伝えます。

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター一般事業主行動計画

平成30年4月1日 制定

